原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び人事に関する命令（平成二十三年内閣府文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第十七条又は第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。 一　［略］ 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　［略］ ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　［略］	（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第十七条又は第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。 一　［同上］ 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　［同上］ ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第九十五条の二**　［略］ ２　［略］ ３　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。 ［一・二　略］ 三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ　［略］	（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） **第九十五条の二**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ　［同上］